

本-1(1/1)



## 発言通告書

令和 3年 8月 31日

新城市議會議長 様

新城市議會議員 山口洋一

下記のとおり発言したいから通告します。

|   |   |    |        |    |          |
|---|---|----|--------|----|----------|
| 所要時間  | 分                                       | 受付 | 8月 3/日 | 午前 | 午後 9時50分 |
| 発現の種類   | 一般質問・ <u>本会議質疑</u> ・委員会質疑・討論 (該当に○印を記入) |    |        |    |          |
| 発言事項 (一般質問の場合は件名。質疑・討論の場合は議案番号及び議案名。)   |   |    |        |    |          |
| 発言要旨 (一般質問・質疑の場合はその要旨。討論の場合は反対・賛成の別。)   |   |    |        |    |          |
| 第89号議案 新城市営バスの設置及び管理に関する条例の一部改正   |   |    |        |    |          |
| (1) 湯谷温泉もくる新城線には32人乗り車両の導入により運行されている。<br>月間毎乗車の状況は所管委員会資料から読み取れるが、運行日便毎で最大乗車の曜日は。 |   |    |        |    |          |
| (2) どこのバス停での乗車・降車が最大を示しているか。  |   |    |        |    |          |
| (3) 八束穂バス停廃止への経緯は。  |   |    |        |    |          |

本 - 2(1)



## 発言通告書

令和3年 8月31日

新城市議會議長様

新城市議會議員 佐宗龍俊



下記のとおり発言したいから通告します。

|   |   |    |       |             |
|---|---|----|-------|-------------|
| 所要時間  | 分                                       | 受付 | 8月31日 | 午前／午後 9時40分 |
| 発言の種類   | 一般質問・ <b>本会議質疑</b> ・委員会質疑・討論 (該当に○印を記入) |    |       |             |
| 発言事項 (一般質問の場合は件名。質疑・討論の場合は議案番号及び議案名。)   |   |    |       |             |
| 発言要旨 (一般質問・質疑の場合はその要旨。討論の場合は反対・賛成の別。)   |   |    |       |             |
| 第94号議案 新城市特別用途地区建築条例の一部改正   |   |    |       |             |
| (1) 条例改正の必要性について<br>本議案の提案理由は、「特別用途地区内の建築物に関し、必要な制限を定める等のため必要があるからである。」とされているが、その必要性の詳細を伺う。 |   |    |       |             |

本一さ(1/1)



## 発言通告書

令和 3年 8月 31日

新城市議會議長様

新城市議會議員 小野田直美



下記のとおり発言したいから通告します。

|  |                     |    |       |             |
|--|---------------------|----|-------|-------------|
| 所要時間   | 分                   | 受付 | 8月31日 | 午前／午後 9時48分 |
| 発言の種類  | 一般質問・本会議質疑・委員会質疑・討論 |    |       | (該当に○印を記入)  |
| 発言事項(一般質問の場合は件名。質疑・討論の場合は議案番号及び議案名。)   |                     |    |       |             |
| 発言要旨(一般質問・質疑の場合はその要旨。討論の場合は反対・賛成の別。)   |                     |    |       |             |
| 第92号議案 新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまち<br>づくり条例の制定  |                     |    |       |             |
| <p>(1) 条例の基となる答申を行った福祉円卓会議では、どのような調査が行われ、<br/>どのような課題が表面化したのか。</p> <p>(2) 条例の実効性を担保するために、今後特に何が必要になってくるのか。</p> <p>(3) 新城市福祉従事者支援施策推進会議の組織及び役割について。</p> |                     |    |       |             |

本 - 4 (11)



# 発言通告書

令和3年 8月31日

新城市議會議長様

新城市議會議員

浅尾洋平



下記のとおり発言したいから通告します。

|   |                                |    |       |       |        |
|---|--------------------------------|----|-------|-------|--------|
| 所要時間  | 分                              | 受付 | 8月31日 | 午前/午後 | / 時52分 |
| 発言の種類   | 一般質問・本会議質疑・委員会質疑・討論 (該当に○印を記入) |    |       |       |        |
| 発言事項 (一般質問の場合は件名。質疑・討論の場合は議案番号及び議案名。)   |                                |    |       |       |        |
| 発言要旨 (一般質問・質疑の場合はその要旨。討論の場合は反対・賛成の別。)   |                                |    |       |       |        |
| 第90号議案 新城市コミュニティ・ビジネス推進基金の設置及び管理に関する条例の制定   |                                |    |       |       |        |
| <p>(1) この議案の内容 (特にコミュニティ・ビジネスとは何か) を伺う。</p> <p>(2) (積立て) 第2条の基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。とあるが、積立てる金額と内訳根拠は決まっているのか伺う。</p> |                                |    |       |       |        |

本-5(1)



## 発言通告書

令和 3年 9月 1日

新城市議会議長様

新城市議会議員 澤田恵子 

下記のとおり発言したいから通告します。

|  |                                |    |        |         |       |
|--|--------------------------------|----|--------|---------|-------|
| 所要時間   | 分                              | 受付 | 9月 / 日 | 午前 / 午後 | 8時35分 |
| 発言の種類  | 一般質問・本会議質疑・委員会質疑・討論 (該当に○印を記入) |    |        |         |       |
| 発言事項 (一般質問の場合は件名。質疑・討論の場合は議案番号及び議案名。)<br>発言要旨 (一般質問・質疑の場合はその要旨。討論の場合は反対・賛成の別。)   |                                |    |        |         |       |
| 第90号議案 新城市コミュニティ・ビジネス推進基金の設置及び管理に関する条例の制定  |                                |    |        |         |       |
| (1) 新城市コミュニティ・ビジネス推進基金設置及び管理について<br>なぜ単独の基金の設置を行うのか以下内容を伺う。<br>ア 新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金ではだめなのか。<br>イ 基金の運用指針は。<br>ウ 基金の目標金額は定めているのか。<br>エ ふるさと納税を原資とするとあるが、この基金に充てられる運用状況か。           |                                |    |        |         |       |
| (2) コミュニティ・ビジネス推進とあるが、市の協力体制について<br>意欲ある市民が事業を立ち上げ、市の活性化につながって行くことは大変意義のあることと考え以下伺う。<br>ア 対応する市の担当部署や人員などは決めてあるか。<br>イ 事業の立ち上げに専門的な立場でのアドバイスや中途の検証ができる人員の確保はされているか。                |                                |    |        |         |       |
| 第123号議案 和解及び損害賠償の額の決定  |                                |    |        |         |       |
| (1) 新城市的観光地の管理体制について<br>本市にとって重要な観光地でもある長篠城趾での事故であり、二度とあってはならないとの思いから以下伺う。<br>ア 平成30年3月14日の事故であり、3年以上経過しての示談の理由は。<br>イ 賠償額が多額である。けがの状況が心配だがいかがか。<br>ウ 事故後の観光地等における市の管理体制への取り組み状況は。 |                                |    |        |         |       |
| (2) 賠償責任について市は充分な保険への加入をしていたか伺う。   |                                |    |        |         |       |

本 - 6 (11)



## 発言通告書

令和 3年 9月 1日

新城市議會議長様

新城市議會議員 山田辰也



下記のとおり発言したいから通告します。

|  |   |    |        |         |        |
|--|---|----|--------|---------|--------|
| 所要時間   | 分                                       | 受付 | 9月 / 日 | 午前 / 午後 | 時 50 分 |
| 発言の種類  | 一般質問・ <b>本会議質疑</b> ・委員会質疑・討論 (該当に○印を記入) |    |        |         |        |
| 発言事項 (一般質問の場合は件名。質疑・討論の場合は議案番号及び議案名。)  |   |    |        |         |        |
| 発言要旨 (一般質問・質疑の場合はその要旨。討論の場合は反対・賛成の別。)  |   |    |        |         |        |
| 第123号議案 和解及び損害賠償の額の決定<br>今回の様な事故は、過去にも工作物の経年劣化が理由で何度か起きている。工作物の管理において事故は想定できたのか伺う。 |   |    |        |         |        |

本 - ク(1/1)



## 発 言 通 告 書

令和 3年 9月 1日

新城市議会議長 様

新城市議会議員 丸 山 隆 弘



下記のとおり発言したいから通告します。

|   |                              |    |        |         |            |
|---|------------------------------|----|--------|---------|------------|
| 所要時間  | 分                            | 受付 | 9月 / 日 | 午前 / 午後 | 9時10分      |
| 発言の種類                                       | 一般質問・ <b>本会議質疑</b> ・委員会質疑・討論 |    |        |         | (該当に○印を記入) |
| 発言事項(一般質問の場合は件名。質疑・討論の場合は議案番号及び議案名。)        |                              |    |        |         |            |
| 発言要旨(一般質問・質疑の場合はその要旨。討論の場合は反対・賛成の別。)        |                              |    |        |         |            |
| 第89号議案 新城市営バスの設置及び管理に関する条例の一部改正             |                              |    |        |         |            |
| (1) 新設される停留所2か所、廃止される停留所1か所の変更理由を伺う。        |                              |    |        |         |            |
| (2) 変更されることによるメリットデメリットの影響を伺う。              |                              |    |        |         |            |
| (3) 豊鉄バス田口新城線及びSバス湯谷温泉もっくる新城線との接続停留所について伺う。 |                              |    |        |         |            |
| (4) 変更されることによるゾーン制運賃及び料金体系を伺う。              |                              |    |        |         |            |
| 第90号議案 新城市コミュニティ・ビジネス推進基金の設置及び管理に関する条例の制定   |                              |    |        |         |            |
| (1) 条例の制定経過について伺う。                          |                              |    |        |         |            |
| (2) 条例制定の目的、理由を伺う。                          |                              |    |        |         |            |

本-8(1)



## 発言通告書

令和3年 9月 1日

新城市議會議長様

新城市議會議員

滝川健司



下記のとおり発言したいから通告します。

|  |                              |            |        |             |
|--|------------------------------|------------|--------|-------------|
| 所要時間   | 分                            | 受付         | 9月 / 日 | 午前／午後 9時45分 |
| 発言の種類  | 一般質問・ <b>本会議質疑</b> ・委員会質疑・討論 | (該当に○印を記入) |        |             |
| 発言事項(一般質問の場合は件名。質疑・討論の場合は議案番号及び議案名。)   |                              |            |        |             |
| 発言要旨(一般質問・質疑の場合はその要旨。討論の場合は反対・賛成の別。)   |                              |            |        |             |
| 第92号議案 新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例の制定<br>条例による福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくりをどのように担保していくのか。それぞれの関係者が果たすべき役割がどのようにやりがいとなるのか。<br>そもそもやりがいとは何か。<br>やりがいとは個々の状況・環境・考え方により違いがあり、条例や規則・仕組みから生み出されるものか。 |                              |            |        |             |
| 第94号議案 新城市特別用途地区建築条例の一部改正<br>改正に至った経緯と改正の目的、建築物に関し制限を設けることによるメリットと不利益について。   |                              |            |        |             |
| 第132号議案 市道の路線認定<br>市道の路線設定に至った経緯と路線の目的、開発公社所有の特定土地であるが今後の処分計画による路線か。   |                              |            |        |             |